

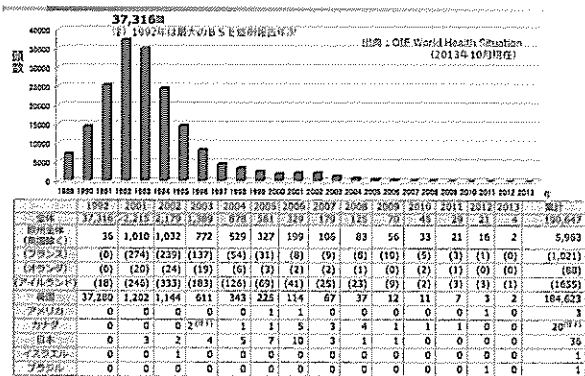
BSE対策の見直し (2)

農林水産省消費・安全局消費者情報官
(前厚生労働省医薬食品局輸入食品安全対策室長) 道野 英司

1. はじめに

平成13年9月に国内でBSEに感染した牛が初めて確認されてから10年以上が経過し、国内外のBSE発生リスクは大きく低下した(図1、図2)。また、平成17年の食品安全委員会のリスク評価以降、若齢例の感染性を検証する実験結果をはじめ、国内外でBSEに関する新たな研究成果が判明してきた。食品安全基本法やWTO協定に基づくSPS協定では、食品の安全規制は最新の科学的知見に基づくことを求めている。平成23年12月19日に厚生労働省は食品安全委員会に国内の検査体制や輸入規制など対策全般についてリスク評価を依頼した。

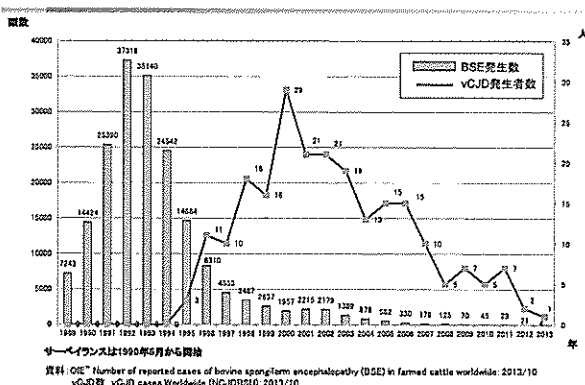
図1 世界のBSE発生件数の推移



(注1) うち1個はアメリカで製造されたもの

(注2) カナダの累計では、輸入生による発生1頭、米国での最初の確認事例(2003年12月)1頭を含む。

図2 世界のBSE発生頭数及びvCJD発生者数



平成25年2月の本稿では、①国内措置のBSE検査月齢の引き上げ、SRM（特定危険部位）のうち、頭部、脊髄、脊柱について30か月齢超に限定すること、②輸入規制について米国、カナダ、オランダ、フランスの月齢条件の引き上げ、SRMのうち、頭部、脊髄、脊柱について30か月齢超に限定することについての関係規則等の改正（以下「一次改正」）に至る経緯、リスク評価結果、改正規則等について報告した。

本稿では、平成25年7月1日の全頭検査撤廃までのBSE国内対策の見直しの経緯、リスク評価結果、改正規則等の改正（以下「二次改正」）について報告する。

2. 全頭検査継続の経緯

国内のと畜場におけるBSE検査については、平成13年の国内初のBSE感染牛確認以来、と畜場法に基づき都道府県（保健所を設置する市を含む。以下同じ。）が実施すると畜検査の一環として行ってきた。厚生労働省では平成17年に食品安全委員会のリスク評価結果に基づき、BSE検査の対象月齢を定めた厚生労働省関係牛海綿状脳症特別措置法施行規則を「20か月齢超」に見直し、処理される牛の13%程度を検査対象から除外した。しかし、検査しない牛肉は取引上不利になると懸念され、科学的には全く不必要な20か月齢以下の牛も含めた全頭検査をと畜場を所管する全都道府県が継続した。

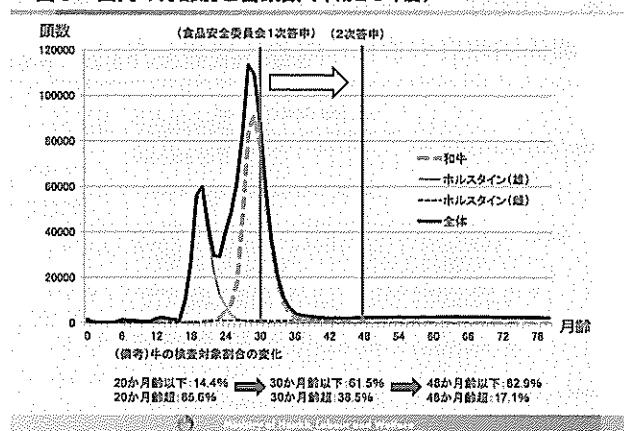
こうした対応は、食品の安全上意味がない検査に人件費、施設設備の整備費、機器や検査キットの購入費などの税金が使われ、さらに消費者に対して「検査しなければ危険」、「検査したから安全」という誤ったメッセージが出される結果となっ

た。

前述のとおり、昨年4月1日施行の改正では、この検査対象月齢を「30か月齢超」として、生後30か月齢以下の牛を検査対象から除外したが、都道府県が全頭検査を見直すには困難が伴った。

国内でと畜される和牛の半数は、30か月齢を超えても飼育され、出荷の平均が30か月齢程度となる(図3)。したがって、30か月齢以下の牛をBSE検査の対象外とすると、検査した和牛肉と検査していない和牛肉が混在して流通する。このため、30か月齢以下の検査対象外の和牛肉は検査をしなくても安全上問題ないが、取引上不利になるのではないか、という懸念に引きずられて、またも科学的に必要な全頭検査を多くの都道府県が継続してしまう結果となった。

図3 国内の月齢別と畜頭数(平成23年度)



厚生労働省では、省令改正時点でこのような結果が予想されたことから地方自治体に対し、食品安全委員会において継続して検討されていたさらなる検査対象月齢の見直しの実施の際に必ず全頭検査を見直すよう要請し、BSE検査キットの国庫補助の対象月齢を「20か月齢超」のままとした。

3. 食品安全委員会の2次答申

食品安全委員会では一次答申後、国産牛の検査対象月齢のさらなる引き上げについて審議していたが、昨年5月13日、国産牛のBSE検査対象月齢を48か月齢超に引き上げても人への健康影響は無視できるとの評価結果が公表された。答申の根拠となった科学的な知見は、以下のとおりである。

(1)飼料規制強化前に出生した牛など一部の例外

を除き、国内、米国、カナダ、オランダ、フランスでのBSE検査陽性牛は48か月齢以上だった。

- (2)過去にEU、フランスでのBSE検査陽性牛の約98%が48か月齢以上で検出されると推定される(48か月齢以下の発症例の多くは飼料規制強化前に出生した牛と考えられる)。
- (3)BSE感染牛脳組織1gを子牛に経口投与した実験では、投与後44か月目(48か月齢相当以上)以降に異常プリオンたんぱく質が中枢神経組織から検出された。
- (4)牛への感染実験においては、異常プリオンタンパク質の摂取量が少ないほど潜伏期間が長くなっている。

4. 全頭検査の見直しに向けての都道府県への働きかけ

上記3については、4月3日のプリオン専門調査会では国産牛の新たなBSE検査対象月齢を「48か月齢を超える月齢」とするリスク評価結果案をとりまとめ、パブリックコメントを経て、5月13日に食品安全委員会が答申した。

一方、全頭検査の見直しの検討に当たって、地方自治体からは、全国一斉に全頭検査の見直しが行われるよう国が調整して欲しいとの要望が寄せられていた。このため、4月19日に厚生労働省と農林水産省の連名でと畜検査を実施している全国の知事、市長に対し、一斉にBSE全頭検査を見直すよう要請するとともに、同日に地方自治体の保健衛生部の担当者会議を開催し答申案や全頭検査見直しのスケジュールを説明した。また、4月25日に農林水産省で開催された全国畜産課長会議においても全頭検査見直しについて説明と要請を行った。その後、パブリックコメント、審議会報告等の手続きを経て、関係省令と検査キットの国庫補助要綱を6月3日に改正し、施行日を7月1日とした。

5. OIEによる「無視できるリスク」認定と全頭検査見直し

この間の5月28日にOIE(国際獣疫事務局)の総会において、科学委員会の結論を踏まえ、我が

国が「無視できるリスク」に認定され、国産牛の高い安全性が国際的にも認められた。

このように国内外で国産牛肉の安全性が認められたことは全頭検査の見直しに大きな追い風となった。消費者、関係事業者の方々の理解を得ながら全地方自治体が一斉に全頭検査を見直すことが極めて重要であり、一部の消費者団体、生産者団体からの反対意見があったものの、大多数の消費者団体、生産者団体、流通業界などのご理解を得ることができた。

最終的には6月28日に全国の地方自治体においてBSE検査を「48か月齢を超える牛」に見直すことが確認され、7月1日から全頭検査が廃止された。

6. 今後の課題

今回のBSE対策の見直しは国内外のBSEリスクの低下を踏まえたものであり、結果として国際的な安全基準に近いものとなった(表1、表2)。しかし、EUではすでに、加盟国政府の判断でと畜場で健康牛を対象としたBSE検査を廃止することを認めており、一部の加盟国ではすでに廃止している。食品安全委員会の二次答申は経過措置として、飼料規制の検証の観点から「48ヶ月齢超」を対象とした検査を求めたが、今後、一定期間を経過すればさらなる検査対象月齢の引き上げ、非定型BSEへの対応も検討が可能となる。

また、食品安全委員会では輸入牛肉のさらなる月齢条件の緩和が審議検討されることとなると思われる。

さらに平成25年4月には輸入禁止としているアイルランド、ポーランド産牛肉についてもフランス、オランダ産牛肉と同様の内容の諮問を行い、加えて、OIEで「無視できるリスク」に認定されているブラジル産牛肉についても平成24年12月のBSE感染牛確認を踏まえて食品安全委員会にリスク評価を依頼したところである。

アイルランドについては、平成25年12月に食品安全委員会のリスク評価に基づきフランスと同様の輸入条件を見直したが、今後とも、BSE対策としてとられた規制措置について、食品安全委員会の科学的な評価結果に基づき見直しを進める必

要があり、その際には消費者はじめ、国民の理解を得ながら進めることが重要である。

7. おわりに

今回のBSE対策の見直しについては、BSEリスクが低下したことにより、実現したものであり、平成13年9月の国内初のBSE感染牛が発見されて以来、飼料規制、食品安全規制などに厳しい対策がとられ、これらに当たった多くの関係者の努力が実を結んだものである。

また、国産牛の全頭検査見直しに当たっては、地方自治体の保健衛生部及び農林水産部の方々が見直しに向けて、同じ考え方をもって、歩調を合わせて対応していただいたことが一斉の見直しにつながった。

あわせて、ご協力いただいた関係団体、地方自治体、内閣府、農林水産省をはじめとした関係省庁、関係国政府の皆様にご感謝したい。

表1 BSE検査

	日本 改正後 H25/4/1以降	米国 改正後 (H25/7/1以降)	カナダ	EU	OIE基準 Oie
食肉検査	30ヶ月齢超	48ヶ月齢超	—	72ヶ月齢超 ^(注)	— ^(注4)
発生状況 調査 ^(注1) (高リスク牛 ^(注2))	24ヶ月齢以上の 死亡牛等	24ヶ月齢以上の 死亡牛等	30ヶ月齢以上の 高リスク牛 の一部	30ヶ月齢以上の 高リスク牛 の一部	30ヶ月齢以上の 高リスク牛 の一部

(注1) BSEの発生状況やその推移などを継続的に調査・監視すること
 (注2) 中枢神経症状、死亡牛、歩行困難牛などのこと
 (注3) 欧州委員会は、平成25年2月下旬～3月上旬以降、加盟国（ブルガリア及びルーマニアを除く）の肉用により健康牛のBSE検査を中止することが可能としている。
 (注4) OIE基準では、BSEスクリーニング検査の実施を求めている。

表2 特定危険部位（SRM）の除去

食品安全対策として、特定危険部位（SRM）の除去が行われている。

	日本	米国	カナダ	EU	OIE基準 Oie (管理されたリスクの国)
頭部	30ヶ月齢超の 頭部 （舌・脳を除く）	30ヶ月齢超の 頭部 ^(注)	30ヶ月齢超の 頭部	12ヶ月齢超の 頭部	30ヶ月齢超の 頭部
肩・腕	全月齢	全月齢	30ヶ月齢超	全月齢	全月齢
せき髄	30ヶ月齢超	30ヶ月齢超	30ヶ月齢超	12ヶ月齢超	30ヶ月齢超
せき柱	30ヶ月齢超	30ヶ月齢超	30ヶ月齢超	30ヶ月齢超	30ヶ月齢超
腸	全月齢の 回腸遠位部	全月齢の 回腸遠位部	全月齢の 回腸遠位部	全月齢の 回腸遠位部	全月齢の 回腸遠位部

(注) 頭部の骨髄、脳、眼などを含む部位のこと

参考1 国産牛のBSE対策の経緯①

平成13年 (2001)	9月10日 ・10月4日 ・10月18日	国内において1頭目のBSE感染牛確認（鹿） 肉用飼料完全禁止（鹿） と畜場においてと畜される牛の全頭検査（厚） 特定危険部位（全月齢の頭部（舌及び脳を除く）、）脊髄、肩・腕及び回腸遠位部）の除去、 焼却の義務づけ（厚）
平成14年 (2002)	6月14日	牛海綿状脳症対策特別措置法の公布（厚、農）
平成16年 (2004)	2月16日～ 2月9日	BSE発生国の牛のせき柱（全月齢）の食品への使用禁止（厚） 我が国のBSE対策について、中立的立場から科学的評価・検証委員会（食安委） 我が国のBSE対策の経過、検証結果の中間とりまとめ公表（食安委） ・特定危険部位（SRM）の除去は人のBSE感染リスクを低減するために非常に有効。 ・これまでの国内BSE検査において、20ヶ月齢以下の感染牛が確認されていない。
平成17年 (2005)	10月15日 5月6日 7月1日	全頭検査を含む国内対策の見直しについて、食品安全委員会に諮問（厚、農） ・BSE検査の検査対象月齢を21ヶ月齢以上とすること、SRMの除去の徹底等 食品安全委員会から答申（厚、農） 牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令の公布（厚） ・検査対象月齢、検査方法、検査方法
平成21年 (2009)	8月1日 4月1日～ 5月26日	改正省令の施行（厚） ・21ヶ月齢未満の牛について地方自治体が行った検査を行う場合は、3年間の経過措置として国庫補助 を継続した上で、平成20年（2008年）7月末に終了した。 と畜場法施行規則を改正し、と畜場におけるビッシング ^(注) を禁止（厚） (注)と畜の際、牛の頭が動くのを防ぐために、失神させた牛の頭部がワイヤ状の装置を挿入し、せ き柱を固定する装置を使用すること。 OIE規格で日本のBSEステータスが「管理されたリスクの国」と認定

参考1 国産牛のBSE対策の経緯②

平成23年 (2011)	12月19日	BSE対策全般の再評価として国内措置及び国際措置について、食品安全委員会に諮問（厚）
平成24年 (2012)	10月22日	食品安全委員会から1次答申（厚）
平成25年 (2013)	2月1日 4月1日 5月13日 5月28日 6月3日 7月1日	関係省令等の一部改正の公布（検査対象月齢：20ヶ月超→30ヶ月超、SRMの国際基準 整合） 関係省令等の一部改正の施行 食品安全委員会から2次答申（厚）（検査対象月齢を48ヶ月超を可能とする評価結果） OIE総会において、日本を「無視できるリスク」の国に認定することが決定された。 牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令の公布 ・検査対象月齢：30ヶ月超→48ヶ月超 改正省令の施行（厚） ・国庫補助についても同時に対象を48ヶ月超に見直し

参考2 輸入牛肉のBSE対策の経緯①

平成8年 (1996)	3月25日 3月26日	欧州委員会において、全ての英国産牛肉・牛肉加工品等のEU加盟国への輸出禁止を採択 英国産牛肉・牛肉加工品の輸入中止
平成12年 (2000)	12月22日	EU諸国からの牛肉・牛肉加工品の輸入中止
平成13年 (2001)	2月15日	BSE発生国産の牛肉・牛肉加工品の輸入の法的禁止
平成15年 (2003)	5月21日 12月24日	カナダにおいてBSE感染牛確認、輸入禁止 米国においてBSE感染牛確認、輸入禁止
平成17年 (2005)	5月24日 12月8日 12月12日	食品安全委員会へ、対日輸出プログラムの遵守を前提とした、我が国の牛肉と米国及びカ ナダから輸入される牛肉のリスクについての同等性について諮問 食品安全委員会の答申 米国及びカナダ産牛肉の輸入の再開 ・牛肉は20ヶ月齢以下と証明される牛肉 ・特定危険部位（SRM）はあらゆる月齢から除去
平成19年 (2007)	5月25日 6月1日 6月20日	OIE総会（米国及びカナダのBSEステータスが「管理されたリスクの国」と認定） カナダ側から輸入条件見直し協議の要請 米国側から輸入条件見直し協議の要請 【要請の内容】国際基準に附した貿易条件への早期の移行

参考2 輸入牛肉のBSE対策の経緯②

平成23年 (2011)	12月19日	BSE対策全般の再評価として、国内措置及び国際措置について、食品安全委員会に諮問（厚）
平成24年 (2012)	10月22日	食品安全委員会から答申（厚）
平成25年 (2013)	12月8日 2月1日 4月2日 4月12日 5月28日 12月2日	ブラジルにおいてBSE感染牛確認、輸入手続停止 米国、カナダ、フランス、オランダ産牛肉の輸入条件改正・施行（30ヶ月齢以下の牛肉来 等）（厚） アイルランド、ポーランド産牛肉の輸入条件について、食品安全委員会に諮問（厚） ブラジル産牛肉の輸入条件について、食品安全委員会に諮問（厚） OIE総会において、米国、オランダを「無視できるリスク」の国に認定することが決定 された。 アイルランド産牛肉の輸入条件改正・施行（30ヶ月齢以下の牛肉来等）（厚）